

「特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可申請の手続等について（お知らせ）」
の一部改正について

平成14年2月15日
貿易経済協力局
安全保障貿易審査課

「特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可申請の手続等について（お知らせ）」
（平成8年9月6日付け）の一部を下記のように改正し、平成14年4月1日から実施する。

記

前文中「平成8年9月6日付け8貿局第376号輸出注意事項8第22号」の次に「。以下「特定包括許可運用」という。」を加える。

1の(1)の文中「また、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請のとき又は外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請のときは安全保障貿易検査官室が行う実地の調査は省略しますが、事後的にこれを行うことがあります。」を削る。

1の(2)の の文中「若しくは16」を削る。

1の(2)の の文中「1の(4)の(イ)の(a)」を「特定包括許可運用の1の(4)の(イ)の(a)」に、「1の(4)の(ロ)の(a)」を「特定包括許可運用の1の(4)の(ロ)の(a)」に、「並びに需要者若しくは利用する者が再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合又は輸入者若しくは取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）が、確定している需要者若しくは利用する者（需要者又は利用する者の名称を記載）以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合には、経済産業省の事前同意を得る」を「並びに需要者若しくは利用する者から再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行うための事前同意を求められた場合又は輸入者若しくは取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）から確定している需要者若しくは利用する者（需要者又は利用する者の名称を記載）以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行うための事前同意を求められた場合には、経済産業省の事前同意を得る」に、「1の(4)の(イ)の(b)」を「特定包括許可運用の1の(4)の(イ)の(b)」に、「1の(4)の(ロ)の(b)」を「特定包括許可運用の1の(4)の(ロ)の(b)」に改め、「輸出令別表第1の16の項の中欄

に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、1の(4)の(イ)の(c)に掲げる需要者又は利用する者の誓約書原本及び写し、1の(4)の(ロ)の(c)に掲げる輸入者又は取引の相手方(輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合)の誓約書原本及び写し並びに需要者若しくは利用する者が再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合又は輸入者若しくは取引の相手方(輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合)が、確定している需要者若しくは利用する者(需要者又は利用する者の名称を記載)以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合には、経済産業省の事前同意を得る、旨の申請者の誓約書原本1通。なお、需要者(利用する者)又は輸入者(取引の相手方)の誓約書原本は、内容を確認後返却します。」を削る。

1の(2)の 及び を削り、 を とする。

3の(2)の から まで以外の文中「 」を「 」とする。

3の(2)の 及び を削り、 を とし、 を とする。

3の(4)の 及び を削り、 を とし、 を とする。

4の(1)の 及び を削り、 を とし、 を とし、 を とする。

9の文中「ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可及び外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可については、更新時を除いて実績の報告の必要はありません。」を削る。

参考様式2中「(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合)

4. 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の該当規定(該当号の 欄にレ印を記入のこと。)

第2号 第3号 第5号 第6号

削る。

参考様式3中「(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合)

6. 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の該当規定(該当号の 欄にレ印を記入のこと。)

第2号 第3号 第5号 第6号

削る。

参考様式 5 中「（輸出令別表第 1 の 1 6 の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸 出許可申請又は外為令別表の 1 6 の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合）

6 . 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の該当規定（該当号の 欄にレ印を記入のこと。）

第 2 号 第 3 号 第 5 号 第 6 号 」

削る。

参考様式 6 中「（輸出令別表第 1 の 1 6 の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸 出許可申請又は外為令別表の 1 6 の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合）

5 . 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の該当規定（該当号の 欄にレ印を記入のこと。）

第 2 号 第 3 号 第 5 号 第 6 号 」

削る。